

学位請求論文審査報告要旨

2017 年 1 月 18 日

学位請求者 ホフニシヤン・アストギク (Hovhannisyan Astghik)

論文題目 草の根の優生思想——近現代日本の場合

論文審査委員 安田 敏朗

イ・ヨンスク

藤野 豊

1. 本論文の構成

本論文は、日本の戦後において人権侵害ともとれる強制的な優生手術が合法的に行なわれつつけてきたのはなぜか、そしてその基盤となる優生思想がどのように解釈され、受容されてきたのかを明らかにしようとしたものである。合法化の根拠となった 1947 年の優生保護法の提出者のひとりであった太田典礼 (1900～1985) の言説の検討を中心とし、優生手術の合法性が法務省などでどのように解釈されていたのかの検討もなされている。こうした検討を通じて、人びとの無意識に潜む優生思想をどのように取り扱うべきかを問うた意欲的な内容となっている。

本論文の構成は以下のとおりである。

序章

第 1 節 研究の背景と目的

第 2 節 先行研究

第 3 節 本論文の構成

第 1 章 優生保護法の「名付け親」——太田典礼

第 1 節 太田典礼とその時代

第 2 節 家族の計画と太田典礼

第 3 節 「エロスの周辺」——太田典礼の語る「性」と「恋愛」

第 4 節 「良い死」とは何か——太田典礼の安楽死思想

第 2 章 ある社会主義者の優生思想——優生保護法の成立や太田典礼の役割

第 1 節 優生保護法案の提出

第 2 節 優生保護法の成立

第 3 節 優生保護法「改悪」運動と太田の反応

第 3 章 戦後日本における強制的な優生手術

第 1 節 強制優生断種について

第 2 節 人権よりも「公益上の利益」

第 3 節 強制優生断種の申請者について

第 4 節 保護者について

第4章 「人格」のある人間とは何か——中絶・優生・安楽死と人間の範囲

第1節 加藤シヅエ——ある女性政治家の「反省」

第2節 胎児には「人格」があるのか——太田典礼の中絶論

第3節 太田典礼による優生政策の肯定

第5章 優生学は「反動的なブルジョア学問」か

——左傾知識人・活動家の優生思想の受け入れ方

第1節 妊娠する自由と不自由

——「ペッサリーを作った男」馬島圃と優生学的産児調節

第2節 優生思想への疑問——山本宣治と安田徳太郎

第3節 「逆淘汰説」への疑問——瀬木健（見田石介）と石井友幸

第4節 「優生学、ちょっと待って」——北村兼子の優生学批判

終章

第1節 各章のまとめおよび残された課題

第2節 自発的優生学と向き合う

第3節 インターネット時代の優生思想

2. 本論文の概要

序章では、論文の課題と目的を示し、先行研究の検討がおこなわれる。

第1章では、産婦人科医・産児制限運動家・性科学研究者・安楽死法制化運動家の太田典礼の活動や思想を紹介し、性と生殖に関する太田のリベラルな態度を確認しつつ、安楽死法制化運動における太田の差別的な発言や、植物人間・認知症患者などの「人格」を疑問視する太田の認識を指摘した。

第2章では、太田が制定に関わった事業、優生保護法の成立について述べ、同法成立における太田の役割、さらに1970年代前半と1980年代前半の優生保護法改悪運動および太田典礼の反応が検討される。1947年に提出した優生保護法案ではじめて遺伝性でない疾患が優生手術の対象となったが、それは太田の関与を指摘できる。さらに、太田は二度にわたる優生保護法改悪運動に強く反対したが、その理由は「経済的理由」の削除であった。「経済的理由」の削除によって女性の「産む・産まない自由」が制限されるということを太田は懸念していた。

第3章では、優生保護法の成立により可能になった強制的優生手術（断種）について検討し、基本的人権が保障されるべき戦後において強制をとまなう不妊手術がなぜおこなわれたかについての考察がなされる。法務省などは「公益上」必要である場合に、強制的優生手術は憲法に背かないと解釈しており、知的障害者への強制不妊手術は人権侵害として位置づけられていなかった。さらに、障害者施設の関係者、保護者などが抱いた障害＝不幸、障害者への優生手術＝人道という考え方によってこの体制が維持されていたという示唆がなされる。

第4章では、太田典礼の中絶論を検討し、優生政策を容認した背景を説明する。太田典

礼は性と生殖における女性の自己決定権の主張者であったが、特に人工妊娠中絶に関しては、女性が母になる権利を持つと同時に母になることを拒む権利を持っていると主張していた。太田が人工妊娠中絶合法化賛成派だった中心的な理由は、胎児には「人格」がないという認識にあった。胎児には「人格」がないため、人工妊娠中絶は倫理的な問題をふくまないと考えた太田は、さらに「人格」を知的障害者、植物人間、認知症患者にまで拡大適用して安楽死制度化の可能性を模索していたことを示した。

第5章では、社会主義者とされる太田典礼に関する議論の延長線として、社会主義者・マルクス主義者の優生思想の受容を検討した。そのあり方は一様ではなかったが、馬島圃、安部磯雄のような産児制限運動家が優生思想に親近感をもちやすかったこと、および瀬木健、石井友幸のようなマルクス主義者が優生学な「生物学主義」を批判し、「逆淘汰説」を疑問視していたものの、「正しい理論」に基づいた優生学の可能性自体は否定していなかったことなどを示した。

終章では、現在の「自発的優生学」（国家の圧力によってではなく、出生前診断や障害のある胎児の中絶を選ぶことの背景にある「個人主義的」優生学）に触れ、自発的優生学の「自発性」について考察する必要性を示した。さらに、ソーシャル・ネットワークや電子掲示板サイトの登場にともなう、匿名で優生思想の「正しさ」について投稿する現象について指摘した。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果としては、以下の点があげられる。

まずは、太田典礼に関する資料、先行研究を丹念に読み込んだうえで、植物状態の人や認知症患者、障害者などの安楽死の法制化を主張し、優生思想を肯定するような側面ばかりが強調されていた太田典礼が、産児制限運動などで女性の産む自由を主張し、同性愛への理解を示すなど「リベラル」な側面ももち、無産診療所の開設など社会運動家としての一面もあったことなど、「右」か「左」かという単純な二分法では説明できない多様な顔をもつ人物であることを明らかにした点、そして一見矛盾するようなこうした多面性は「人格の有無」という判断基準の存在によって説明できることを示した点があげられる。

また、人権侵害である強制的な優生手術が「公益」の名のもとに多数行われていたことを資料の制限があるなかで明らかにし、法曹界においてもそれが明白な人権侵害であるという意識が薄かったことを示した点である。

さらに、1930年代の社会主義者・マルクス主義者が、よりよい社会、理想的な社会の実現のためにみせた優生思想への必然的ともいえる親和性を指摘し、そのなかで明確に批判できた人物を見いだした点がある。

とはいえ、本論文にも以下のような問題点がある。

第一に、用語の定義の問題である。「リベラル」や「草の根」といった用語がやや曖昧に使用されているため、たとえばほとんど在野の人物とってよかった太田典礼であるが、短期間とはいえ社会党国会議員となって優生保護法案提出に関わったことを、「草の根」

「非権力」の文脈に位置づけることが妥当なことなのか、という問題が生じる。さらには「社会主義者」「マルクス主義者」といったことばがやや安易に使用されすぎている側面もある。

また、優生保護法案を巡る国会審議の検討が不十分である点があげられる。国会衆参両院の本会議議事録、厚生委員会議事録に基づき、強制断種・堕胎についてどのような論議があったのか、太田典礼たちがどのような対応をしているのかの検討は不可欠であるが、優生保護法に関する基本的な資料調査が十分ではない。GHQ占領下で制定された法律であることにも注意を払いつつ、再度検討するに値する点といえるだろう。

さらに、優生思想と社会主義との関連性の分析が不十分であった。優生思想がファシズムに特有のものではないという前提に立ち、太田典礼をはじめ社会主義者の優生思想に論及した以上、優生保護法だけではなく、戦前の国民優生法に対する太田典礼の対応まで視野に入れて優生思想と社会主義思想が共有した論理を明確にすることは不可欠であった。

4. 結論

以上のような議論すべき点はあるものの、審査結果にかんがみ、審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考ええる。

最終試験結果の要旨

2017 年 1 月 18 日

学位請求者 ホワニシャン・アストギク (Hovhannisyan Astghik)

論文題目 草の根の優生思想——近現代日本の場合

論文審査委員 安田敏朗 イ・ヨンスク 藤野 豊

2016年12月16日、本学学位規則第8条第1項に定めるところの最終試験として、学位請求者ホワニシャン・アストギク氏の博士学位請求論文「草の根の優生思想——近現代日本の場合」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、ホワニシャン・アストギク氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力をホワニシャン・アストギク氏が有することを認定し、最終試験での合格を判定した。